2024年6月1日より診療報酬の改定につき、窓口負担が変更となります。  
当診療所は厚生労働省の基準に基づきまして、下記項目を算定する医療機関です。

【初診料】【再診料】  
■機能強化加算について  
当院は「在宅療養支援診療所として、以下のように「かかりつけ医」としての取り組みを行います。  
＊かかりつけの患者様について、健康診断の結果に関するご相談等、健康管理に関するご相談に応じます。  
＊必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介いたします。  
＊他の医療機関で処方された医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。  
＊介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

■明細書発行体制等加算について  
（個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について）  
当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。  
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【医療DX推進体制整備加算】  
１）オンライン請求を行っております。  
２）オンライン資格確認を行う体制を有しております。  
３）マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。  
４）医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用して診療　　を行う事について今後導入検討しております。

5）電子処方箋発行や電子カルテ情報共有サービスの実施については、現時点で未定です。

【外来感染対策向上加算】  
当院は、院内感染防止策として必要に応じて次のような取り組みを行っています。  
１）感染管理者である師長が中心となり、職員一同、院内感染対策を推進します。  
２）院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を実施します。  
３）感染性の高い疾患が疑われる場合は、受診歴の有無にかかわらず一般診療の方と分けて対応します。  
４）標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに従って院内感染対策を推進していきます。  
５）感染対策に関して東広島地区医師会と連携し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。  
６）抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。

【処方】

■一般名処方加算

一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

■長期処方・リフィル処方せんについて

患者様の状態に応じ、28日以上の長期処方を行うこと又はリフィル処方せんを交付することが可能です。